

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第37号

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（昭和58年瀬戸市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>(負担金の繰上徴収)</u></p> <p><u>第8条 市長は、既に負担金の額が確定した受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、納期前であっても当該負担金の全額を一時に繰り上げて徴収することができる。</u></p> <p><u>(1) 国税、地方税その他公租若しくは公課の滞納によって滞納処分を受けたとき又は受けるおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 強制執行を受けたとき又は受けるおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3) 破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p><u>(4) 担保権の実行としての競売が開始されたとき。</u></p> <p><u>(5) 受益者である法人が解散したとき。</u></p> <p><u>(6) 受益者の死亡により相続人が限定承認をしたとき。</u></p> <p><u>(7) 偽りその他不正の行為により負担金を免れ、又は免れようとしたとき。</u></p> |     |

2 市長は、前項の規定により繰上徴収するとき  
は、下水道事業受益者負担金繰上徴収通知書に  
より通知する。

(負担金の徴収猶予)

第9条 <省略>

2 条例第9条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、賦課期日から負担金決定通知書の送付を受ける日まで、又は負担金決定通知書の送付を受けた日若しくは当該徴収猶予の理由が発生した日から14日以内に、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書（以下「徴収猶予申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3及び4 <省略>

5 市長は、前項の規定による届け出があったとき又は徴収猶予の理由が消滅したと認めたときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予解除通知書を交付するものとする。

(負担金の減免)

第10条 <省略>

2 条例第10条の規定により負担金の減免を受けようとする者は、賦課期日から負担金決定通知書の送付を受ける日まで、又は負担金決定通知書の送付を受けた日若しくは当該減免の理由が発生した日から14日以内に、下水道事業受益者負担金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、国又は地方公共団体に係る減免については、申請によらないで減免することができる。

3及び4 <省略>

(納付義務の継承の届出)

第11条 <省略>

(氏名等の変更の届出)

(負担金の徴収猶予)

第8条 <省略>

2 条例第9条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、負担金決定通知書の送付を受けた日又は当該徴収猶予の理由が発生した日から14日以内に、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書（以下「徴収猶予申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3及び4 <省略>

(負担金の減免)

第9条 <省略>

2 条例第10条の規定により負担金の減免を受けようとする者は、負担金決定通知書の送付を受けた日又は当該減免の理由が発生した日から14日以内に、下水道事業受益者負担金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3及び4 <省略>

(納付義務の継承の届出)

第10条 <省略>

(氏名等の変更の届出)

|   |  |
|---|--|
| <p>第12条 &lt;省略&gt;<br/>(過誤納金の取扱い)</p> <p>第13条 &lt;省略&gt;<br/>(還付加算金又は充当加算金)</p> <p>第14条 &lt;省略&gt;<br/>(端数計算)</p> <p>第15条 &lt;省略&gt;<br/>(諸書類の様式)</p> <p>第16条 &lt;省略&gt;</p>  | <p>第11条 &lt;省略&gt;<br/>(過誤納金の取扱い)</p> <p>第12条 &lt;省略&gt;<br/>(還付加算金又は充当加算金)</p> <p>第13条 &lt;省略&gt;<br/>(端数計算)</p> <p>第14条 &lt;省略&gt;<br/>(諸書類の様式)</p> <p>第15条 &lt;省略&gt;</p>   |
| <p>附 則<br/>(還付加算金又は充当加算金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第14条に規定する還付加算金又は充当加算金の年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。</p> | <p>附 則<br/>(還付加算金又は充当加算金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第13条に規定する還付加算金又は充当加算金の年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第2項の規定は平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の附則第2項の規定は、還付加算金又は充当加算金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用

し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。